

【奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券】

利用店舗 募集要項

(食事券取扱に関する誓約事項)

2020年12月11日 改訂版

奈良 Go To Eat キャンペーン事務局

Tel. 0742-85-0068

■事業趣旨

「Go To Eat キャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

奈良 Go To Eat キャンペーン事務局（以下「事務局」）では、奈良県内の地域経済の回復と消費喚起のため、25%お得な「奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券」を販売します。

I. 奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券について

1. 事業概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 商品券名称 | 奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券 |
| (2) 発行者 | 奈良 Go To Eat キャンペーン事務局 |
| (3) プレミアム率 | 25% |
| (4) 購入対象者 | 特に定めない |
| (5) 食事券額面 | 500円／1,000円 2種 |
| (6) 食事券構成 | 1セット5,000円分（500円×4枚／1,000円×3枚） |
| (7) 販売価格 | 4,000円 |
| (8) 購入限度 | 1人あたり1回5セットまで（一般先着） |
| (9) 販売期間 | 農林水産省と奈良県の意向に沿って事務局が定める期間 |
| (10) 利用期間 | 2020年10月23日（金）～2021年3月31日（水） |
| (11) 販売方法 | 食事券申込サイトから申込
ファミリーマートにて発券、精算、発行、および事務局が定める方法 |
| (12) 販売場所 | ファミリーマート（Fami ポート）、および事務局が定める場所 |

2. 食事券の取扱いに関する厳守事項

- (1) 食事券は飲食代の取引において利用可能です。
- (2) 食事券と現金の交換は厳禁とします。
- (3) 食事券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受領してください。
- (5) 利用店舗で独自に食事券の利用対象外となるメニュー等を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (7) 利用期間を過ぎた食事券は受け取らないでください。
- (8) 食事券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して 発行者は責任を負いません。
* 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- (9) 食事券の交換または売買を行うことはできません。

3. 食事券の利用対象にならないもの

- (1) 加盟登録されていない飲食店での飲食代
- (2) 加盟登録された飲食店での飲食代以外の支払い
- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関わる支払い
- (4) その他、事務局が指定するもの

II. 利用店舗の募集概要について

1. 参加資格

- (1) 届出住所が奈良県であり、かつ県内に事業所・店舗を有する者
*奈良県外に本店がある場合でも、県内の店舗等があれば県内店舗のみ対象とする。
- (2) 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所。
ただし、次の事業者を除く。
 - ① 店内飲食をメインとしないもの（宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）
 - ② 客への接待・遊興などを伴う飲食店
 - ③ 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者
 - ④ 上記 I.3（食事券の利用対象にならないもの）に記載する取引・商品のみを取扱う店舗等
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者および刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 もしくは第 198 条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
 - ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店または営業所を代表する者。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
 - ⑦ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
 - ⑧ 役員等が 自社・自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的を

もって暴力団または暴力団員を利用しているとき

- ⑨ 役員等が 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与しているとき
- ⑩ 役員等が 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

対象飲食店

食堂、レストラン、専門料理店（日本料理店など）、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、喫茶店、オーセンティックバー など

対象外

デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケボックス、キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）など

(3) 農林水産省が示す飲食店が守るべき感染症予防対策に取り組んでいる者

- ①最新の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき感染予防対策に取り組んでいること
 - ②クラスターの発生を防ぐ観点から「換気」、「声量」、「三密」を常に意識した対策を実施すること
 - ③カラオケ設備を有している飲食店においては、キャンペーン期間中は、食事券の利用者に限りことなくカラオケ設備を使用しないこと
 - ④大量の飲酒は控えるよう利用者に周知すること
 - ⑤営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請に従うこと
 - ⑥農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
 - ⑦登録飲食店の利用者が着席した際に目につく場所で、接触アプリの紹介をすること
- *詳しくは、参加飲食店同意書をご確認ください。
- ⑧利用者に求められる感染症対策をその利用者に周知すること

2. 利用登録店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 利用登録店舗であることが明確になるように販売ツール（ステッカー等）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が使用する食事券について、受け取って問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違う場合や偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を事務局にも報告してください。確認用として配布する見本券は、食事券を取り扱う全ての方に周知してください。
- (3) 使用済の食事券を換金する際は、万が一入金額に差異があった場合に備え、利用登録店舗の控え部分を入金完了まで大切に保管してください。

*この控えがない場合は 振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお控えがある場合でも振込から 2 週間を過ぎた後の意義申し立てはできませんので、ご注

意ください

- (4) 食事券の交換および売買は行わないでください。
- (5) 利用期間中における飲食代の提供の取引に使用された食事券のみ換金可能です。
- (6) 奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券発行事業の運営にご協力ください。

3. 申込から登録まで

(1) 申込方法

利用店舗登録希望者は「募集要項」に同意の上、奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券ホームページにて直接登録してください。

(<https://premium-gift.jp/nara-eat/>)

大型店・チェーン店・系列店などの県内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとではなく、事業者単位で取り纏めて登録が可能です（原則、県内全ての店舗で利用可とすること）。この場合、全ての利用登録店舗に「募集要項」の内容に同意していただき、各店舗の名称（例：〇〇屋・△△店）・所在地（郵便番号含む）・電話番号・FAX 番号・メールアドレス・担当者氏名等を登録いただく必要があります。

また、フランチャイズ形式の店舗に関しては、店舗ごとの登録が必要です。

(2) 申込期間

①前期

2020年12月18日（金）10：00より2020年12月25日（金）9：59まで

②後期

2021年1月4日（月）10：00より2021年1月15日（金）9：59まで

(3) 登録

申込みいただいた事業者については、奈良 Go To Eat キャンペーン事務局の審査を経て、利用店舗として登録いたします。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には事務局の審査により承認を取り消す場合がございます。

- ①申込内容に虚偽・不備等があった場合
- ②事務局が承認を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

- ・利用店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号）は「食事券が使える店舗」としてホームページに掲載いたします。
- ・利用店舗向けのマニュアル・ポスター・ステッカーを作成し、順次郵送いたします。
- ・食事券の取扱いや換金等の詳細は 利用店舗マニュアルをご確認ください。
- ・利用店舗として登録後に辞退される場合には、損害賠償等が発生することがあります。
- ・募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や利用店舗の承認取消のほか賠償金の発生等が生じた際にはご請求する場合があります。

- ・募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- ・農林水産省の方針等により 内容が変更される場合もございます。予めご了承ください。

承認を受けた事業者については、奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券ホームページに食事券利用可能店舗として掲載するとともに、加盟店キットを送付します。

Ⅲ. 換金について

飲食代の取引において食事券を受け取った利用店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については、以下の通りとなります。

- (1) 利用店舗は、「利用済みの食事券（換金センター送付用）」、「換金伝票」を送付して、換金手続きを行ってください。詳細は取扱い加盟店マニュアルをご覧ください。
- (2) 振込手数料は事務局が負担するため、発生いたしません。
- (3) 換金請求期間は、2020年11月1日（日）～2021年4月7日（水）到着分までとします。この期間経過後の換金には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きを行ってください。
- (4) 換金スケジュール

換金請求日に応じて合計9回の振込設定日に取扱店舗の指定口座へ支払われます。

集約センター留め到着日基準	入金予定日
2020年11月1日（日）～2020年11月13日（金）必着	2020年12月7日（月）
2020年11月14日（土）～2020年12月4日（金）必着	2020年12月28日（月）
2020年12月5日（土）～2020年12月25日（金）必着	2021年1月26日（火）
2020年12月26日（土）～2021年1月15日（金）必着	2021年2月12日（金）
2021年1月16日（土）～2021年1月29日（金）必着	2021年3月1日（月）
2021年1月30日（土）～2021年2月12日（金）必着	2021年3月12日（金）
2021年2月13日（土）～2021年2月26日（金）必着	2021年3月26日（金）
2021年2月27日（土）～2021年3月12日（金）必着	2021年4月13日（火）
2021年3月13日（土）～2021年4月7日（水）必着	2021年4月28日（水）

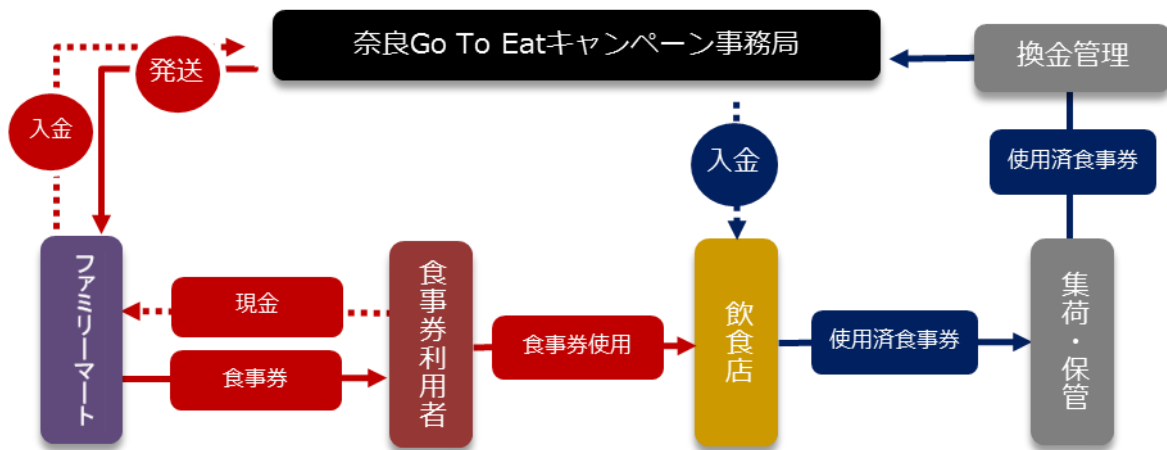
※ 上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。日程が変更になった場合につきましては、後日ご連絡差しあげます。また、利用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れる場合がございます。予めご了承ください。

食事券送付について、上記換金請求日（2021年4月7日到着分）を過ぎますと、一切換金できませんのでご注意ください。

(5) 換金方法

詳細は、後日送付します利用店舗マニュアルをご確認ください。

【奈良県 Go To Eat 食事券の事業フレーム】



【お問合せ先】

奈良 Go To Eat キャンペーン事務局

TEL: 0742-85-0068 (加盟店舗様用)

0742-85-0894 (一般用)

2020年9月24日～2021年3月31日の平日 10:00～17:00

(土・日・祝日、12月28日～1月3日を除く)

Email: gotoeatnara@jtb.com

食事券取扱に関する誓約事項

【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としない県内キャバレー・クラブ、待合等を運営する者」「特定の政治団体と関わる店舗等」「公序良俗に反する店舗等」「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。

【行政・事務局への協力】

- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合は、その旨を Go To Eat 事務局に提供することに同意します。
- 食事券の取扱に対して農林水産省および事務局から改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号の公表（専用 HP・チラシ等に掲載）について同意致します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- 当店は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、令和 2 年 11 月 30 日改正、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - 他グループの客同士が出来るだけ 1 m 以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウン

ター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1 m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

• 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、斜めでの着席か、テーブル上をパーティションで区切る。

- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - 食器の共有や使いまわしを避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【食事券の取扱い】

- 飲食サービスの提供なく食事券の換金を行いません。
- 食事券を使用できない商品に対して、食事券での支払いを受付けません。
- 食事券の偽造・悪用・再販・再流通を致しません。
- 食事券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任と致します。
- 食事券の使用期間中（2020年10月23日～2021年3月31日）は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 食事券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 食事券の取扱、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守致します。

【参加登録の取消】

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は奈良 Go To Eat キャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、奈良 Go To Eat キャンペーン事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

奈良 Go To Eat キャンペーン事務局 個人情報保護方針

奈良 Go To Eat キャンペーン事務局（以下「事務局」という）は、奈良県 Go To Eat キャンペーン食事券発行事業の事業活動を通じて得た個人情報の保護に努めることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について
事務局は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得致します。
2. 個人情報の利用について
(1) 事務局は、本事業の業務遂行上必要な範囲内で利用、提供などを行います。
(2) 事務局は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、厳正な調査を行ったうえで個人情報の取扱いに関して適正な監督を行います。
3. 個人情報の管理について
(1) 事務局は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。
(2) 事務局は、個人情報について、不正なアクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩などのリスクに対する、組織上・技術上、合理的な防止策及び是正策を講じます。
4. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去などについて
事務局は、ご本人様が自己の個人情報について、開示、停止、利用停止、消去などを求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には誠実かつ速やかに対応いたします。
5. 組織・体制
事務局は、個人情報保護管理者を置き、個人情報の適正な管理を実施いたします。

【奈良Go To Eatキャンペーン食事券】 利用店舗登録申請書

◆ ご記入頂いた情報の一部を奈良Go To Eatキャンペーン食事券特設サイトに掲載いたします。

※印は記入必須項目です。

事業者情報	事業者名 ※	ふりがな	ご記入日 ※	2020年 / 2021年 (いずれかに○) 月 日	
	上記事業者所在地 ※	〒 -	ふりがな		
	代表者氏名 ※	姓	名	電話番号 ※	- -
				FAX番号	- -
店舗情報	店舗名 ※ (同上でも可)	ふりがな	業種・業態 ※ (和食・居酒屋・カフェ・ ラーメン・イタリアン・ 寿し・焼肉・中華など)		
	上記店舗所在地 ※ (同上でも可)	〒 -	ふりがな		
	電話番号 ※ (同上でも可)	- -	FAX番号 (同上でも可)	- -	- -
担当者情報	担当者氏名 ※	姓	名	電話番号 ※	- -
				FAX番号	- -
	担当部署	E-mail ※			・無し (お持ちでなければ無しに○)
振込指定口座情報	口座名義人 ※	(通帳どおりに記入ください)		口座名義人フリガナ ※	(通帳どおりに記入ください)
	金融機関コード ※			支店コード ※	
	金融機関名 ※			支店名 ※	支店
	科目 ※ (どちらかに✓)	<input type="checkbox"/> 普通口座	<input type="checkbox"/> 当座口座	口座番号 ※ (右詰めで記入)	
その他	店舗WEBサイトのURL (例: https://xxx.co.jp)				
	営業時間			定休日	
	利用者へアピールしたい お知らせ内容 (任意)			店舗面積 ※ (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/> 100㎡以下 <input type="checkbox"/> 101㎡~999㎡ <input type="checkbox"/> 1000㎡以上
	営業許可番号 ※	第	号	営業許可有効期限 ※	西暦 年 月 日
	※奈良Go To Eatキャンペーンホームページに掲載されている「利用店舗 募集要項 (食事券取扱に関する誓約事項)」の記載内容に同意し、申込みます。				同意する ⇒

〈事務局使用欄〉	登録	可・否	連絡	済・未	受付日	令和 年 月 日
	店舗コード				事務局	受付

《前期受付》 2020年12月18日(金) 午前10:00から 2020年12月25日(金) 午前9:59まで

《後期受付》 2021年 1月 4日(月) 午前10:00から 2021年 1月15日(金) 午前9:59まで

申込方法

WEBからのお申込みが難しい場合は、上記の申請書にご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
なお、受付期間外の着信は無効になりますのでご注意ください。

奈良Go To Eatキャンペーン事務局

FAX: 0742-30-5123

詳細は奈良Go To Eatキャンペーンホームページに掲載されている「利用店舗 募集要項 (食事券取扱に関する誓約事項)」をご確認ください。